

条 例

議会の議決を経た「千曲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第16号

千曲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

千曲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成15年千曲市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「	
30年以上		30年以上	35年以上
千円		35年未満	
979		千円	千円
909		979	1,079
849		909	1,009
809		849	949
734		809	909
689		734	834
		689	789

」を

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千曲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。